



かんちゃん



161号

令和6年9月15日

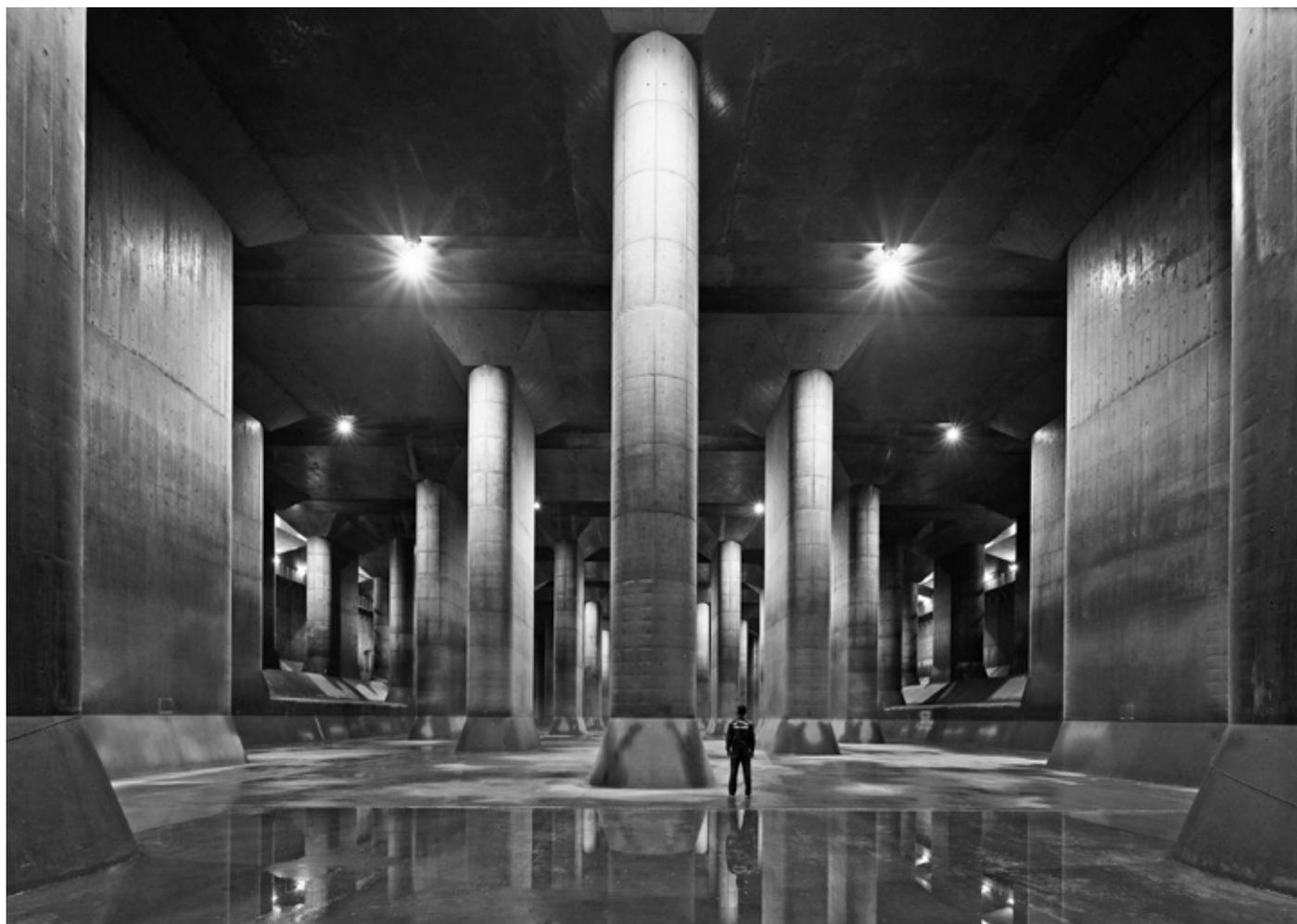
全国間税会総連合会
全間連会報

発行者
 全国間税会総連合会
 会長 片岡直公
 事務局
 〒103-0007
 東京都中央区日本橋浜町1-1-1
 日本橋村松ビル5F
 TEL 03(5829)3901
 FAX 03(5829)3902
 URL <https://www.kanzeikai.jp>
 E-mail info@kanzeikai.jp
 印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



首都圏外郭放水路の地下神殿(通称)
 提供 国土交通省江戸川河川事務所

〔主要目次〕

令和7年度 税制及び執行に関する要望書… 2～7	間税会組織の現状…………… 13
局連だより (関東信越間連)…………… 8～9	令和6年度「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告…………… 14～15
広報だより (仙台局間連)…………… 10	
間税会だより…………… 11～12	常任理事会、青年部・女性部の役員会の開催 揮発油税中央セミナーの開催、 全間連の主な動き…………… 16



①-1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理由）

国の令和6年度一般会計当初予算は、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るための予算として、医療・福祉分野の現場で働く方々の処遇改善をはじめとした「物価に負けない賃上げの実現」に向けた取組の推進、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の迅速な実施、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化など、我が国が直面する構造的な課題に的確に対応するものとしている。また、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を1兆円、令和6年能登半島地震への対応として1兆円を措置するなどにより、前年度当初（約114.4兆円）に比べて1.6%減の約112.6兆円となっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初（約69.4兆円）に比べ約0.2兆円多い約69.6兆円と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約17.9兆円、法人税収が約17.0兆円、消費税収が約23.8兆円と見積もられており、国税収入に占める消費税収のウェイトは34.2%（前年度当初33.7%）となっており、引き続き、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初（約35.6兆円）に比べ約0.2兆円少ない約35.4兆円と見込まれ、その公債依存度は前年度当初の31.1%から31.5%にやや拡大すると見込まれている。令和6年度末の公債（普通国債）残高見込額は約1,105兆円に拡大し、国民一人当たり約889万円（試算額）にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、歳出の約34%も占める社会保障関係費は連年増加しており、令和6年度においては、児童手当の抜本的拡充など、「こども未来戦略」に基づく政策をスピード感を持って実行するために必要な経費を確保し、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く方々の処遇改善を行うなどにより、前年度当初（約36.9兆円）に比べ2.3%増の約37.7兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれる。

また、防衛関係費については、厳しい安全保障環境の中で、防衛力整備計画に基づき、防衛力の強化を着実に進めるとともに、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保することとし、前年度当初（約6.8兆円（防衛力強化資金繰入約3.4兆円を除く。))に比べて約1.1兆円多い約7.9兆円が計上されている。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリーバランス、すなわち政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄えているかどうかを示す指標）」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

令和6年度当初予算の赤字見込額は、前年度当初（約10.8兆円）に比べて減少しているものの、約8.8兆円と見込まれており、令和3年6月18日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）等における2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標が達成されるか不透明な状況にあると考えられる。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成す

る観点から、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、令和元年10月からは消費税率の10%への再引上げと併せて軽減税率制度が実施された。

また、令和5年10月からは、いわゆる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施され、消費税制度は新たな時代を迎えている。

国の消費税収は、増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

（参考）消費税法（昭和63年法律第108号）

（趣旨等）

第1条 省略

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、前述の消費税率の引上げはやむを得ない措置であったと受け止めている。

しかしながら、我が国の財政状況を見ると、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等、更には防衛力の抜本的な強化と財源確保などにより、過去に例を見ないほど厳しさが増していることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性を過去の経緯にとらわれないことと徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、DXの推進を含め、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 先般の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されたものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和6年度末で約1,105兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すべきであり、縮減を目指すこと。
- (5) 消費税率の逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）については、軽減税率に代えて真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」又はマイナンバー制度を利用した「給付付き税額控除制度」で対処すること。
- (6) 令和5年10月から消費税のインボイス制度が実施されたが、引き続き、免税事業者に対する取引条件の見直しに関する情報収集等に努めることはもとより、取引全般において自己の取引上の優越している地位を利用して一方的に不利な取引条件を迫るような「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

①-2 新型コロナウイルス感染症対策等に伴う財政健全化施策の検討

〔要旨〕

近年の急激な財政の悪化の要因である「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対応のために発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況や令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の議論を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めるべきである。

（理由）

我が国の財政状況を見ると、令和2年から流行した「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対策として莫大な赤字公債による財政出動もあって、令和6年度末の公債残高（普通国債残高）は約1,105兆円と見込まれている。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済状況や令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の議論を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあるが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債（注）の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」や、令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」のように、所得税や法人税の基幹税に付加して徴収する「特別税」の創設などについて議論を進め、結論を得ることが適当と考えられる。

（注）令和2年度において「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債発行額

- ① 第一次補正予算による赤字公債発行額は約23.4兆円、建設公債発行額は約2.3兆円、合計額約25.7兆円
- ② 第二次補正予算による赤字公債発行額は約22.6兆円、建設公債発行額は約9.3兆円、合計額約31.9兆円
- ③ 発行合計額約57.6兆円であり、その内訳は赤字公債が約46.0兆円、建設公債が約11.6兆円

② 消費税に関する事項

（1）消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

（理由）

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、税負担の公平を図ると

もに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度（消費税制度）」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性（所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向）に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度（還付制度）」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度（還付制度）又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

〔軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持〕

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと。

③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス（適格請求書）が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

〔逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）〕

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

（2）軽減税率の対象範囲の見直し

〔要旨〕

一般の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われたものであることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

（理由）

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対

象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。イ「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニその結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバー制度を利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

(要旨)

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバー制度を利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

(理由)

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度(マイナンバーカード)については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられている。また、マイナンバー制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考えられる。

令和6年6月16日時点でのマイナンバーカードの有効申請受付数は約10,129万人であり、人口(令和5年1月1日時点の住民基本台帳による人口/約12,500万人)に対する割合が約80.8%となっており、相当の水準に達しており、令和6年12月2日に現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とすることとされている(同日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効とする経過措置有り)ことから、さらに申請が進むものと考えられる。しかしながら、マイナンバーカード自体に対する国民からの信頼性については、トラブルが相次いで発生したこともあり、十分とは言えない。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述②(1)付記に記載したように、

① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること(前述②(2)に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問)

② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと

③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の増加要因となること

などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、マイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状

況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、デジタル化が進展する中で、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなくて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

(4) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

(要旨)

令和5年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施を図る観点から講じられた中小事業者等の負担緩和措置等のうち、特に中小事業者向けの少額特例(税込価額が1万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置)については、その利用状況等を検証し、必要があると認められる場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討すべきである。さらに、インボイス制度導入後の実務の実態等を検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な措置についても検討すべきである。

(理由)

消費税のインボイス制度の導入については、次のような理由から令和5年10月以降も「区分記載請求書等保存方式」を継続適用するか、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期するよう要望してきたところである。

① 我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられるとともに、最終的には免税事業者制度が形骸化される恐れがあること。

② 全間連が会員を対象に令和4年4月に実施した「インボイス制度導入への準備状況等」に関するアンケート調査結果によると、全体の約4割に当たる4,239名の方々が「登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない」と回答しており、新型コロナウイルス感染症対策等に追われ、インボイス導入準備まで手が届かない事業者が多いものと推察されること。

しかしながら、「平成28年消費税法改正(所得税等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号))」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和5年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられたことから、全間連としては、時限措置として講じられた①から③までの措置のうち、特に③の中小事業者向けの少額特例(税込価額が1万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置)については、その利用状況等を検証し、必要があると認められる場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討することを要望する。さらに、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられるので、それらを検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

① 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の8割を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除として認める。

② インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

③ 中小事業者向けの少額特例

基準期間における課税売上高が1億以下の事業者等が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る税込価額が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿のみで仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

④ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その返還インボイスの交付義務を免除する。

(参考) 全間連は、令和6年4月に「インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について」に関するアンケート調査を実施したが、その調査結果は、有効回答者10,838人社のうち

- ・ 37.1%の方々が「恒久措置への移行を検討すべき」と回答
- ・ その他の回答結果は「不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき/19.0%」、「利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき/23.0%」、「分からない/19.0%」。

(質問)		
全間連では、インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの6年間の特例措置※について、その利用状況等を検証し、恒久化への移行も含めて検討することを要望しています。この特例措置についての今後の方向性について適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。		
※ 一定の中小事業者は、1万円未満の経費等について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を認める6年間の特例措置		
(回答)	回答者数/人社	割合/%
①恒久化すべき。	4,024	37.1
②不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき。	2,064	19.0
③利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき。	2,498	23.0
④分からない。	2,059	19.0
⑤その他	193	1.8
合計	10,838	100.0

(5) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

【要旨】

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理 由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

令和元年10月からの軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合には、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

そのような中で令和5年10月からのインボイス制度の導入に際しては、現行制度が維持されたことは評価しているが、今後、軽減税率の対象範囲が拡大される場合には、「みなし仕入率」の見直し議論に発展する可能性があると思われるが、その場合には簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(6) 任意の中間申告

【要旨】

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度については、年1回だけではなく、納税者の選択肢が広がるよう、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(7) 中間申告制度の見直し

【要旨】

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

- ①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年1回
- ②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年3回
- ③年税額が4,800万円を超える場合 年11回

(注) 地方消費税額を除く。

(8) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

【要旨】

令和6年度の税制改正において、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度への変更が明確化された。この変更により、不適正な制度運用に対する抑止が期待されるが、他方で、免税店の業務負担の軽減や旅行者の利便性の向上にも繋がるような措置を行うべきである。

さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

(理 由)

(1) 免税対象者のさらなる明確化に加え、免税対象物品について、その定義や分別等を抜本的に見直しすることにより、免税制度全体の分かりやすさを向上させ、免税店での業務負担を軽減するような措置が必要である。

(2) 免税店や承認送信事業者の許可に一定の有効期限を設け、更新にあたっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

(9) 非課税とされる医療等に係る控除対象外消費税等への課題についての抜本的な見直し

【要旨】

医療に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

(理 由)

医療機関が購入する医療機器や医薬品、医療材料等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分(以下「控除対象外消費税」という。)については、他の公租公課等と同様、物品やサービスの販売価格や料金等のコストを構成するものであるから、当該販売価格や料金等の設定の中で転嫁を図るとするのが基本的な考え方とされる。このような考え方から、診療報酬制度を基本とする社会保険医療サービスについては、このような控除対象外消費税も含めた費用等を織り込んで社会保険診療報酬の改定等を行うこととされている。しかしながら、各医療機関等において行う設備投資等は区々であり、特に高額な設備投資に係る負担等は多額であり、病院経営

に大きな影響を与えているという意見も多く聞かれる。このような医療に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

〔理由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

〔要旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

〔理由〕

- LPガスに対する石油ガス税の廃止/国税
自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。
- LPガス自動車に対する自動車重量税の免税措置の創設/国税
天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。
- LPガス自動車に対する環境性能割の非課税措置の創設/地方税
天然ガス自動車には自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置があるのに対し、LPガス自動車には非課税措置がない。
- LPガス自動車に対する自動車税の軽減措置の創設/地方税
天然ガス自動車には自動車税の軽減措置があるのに対し、LPガス自動車には軽減措置がない。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

〔理由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

〔理由〕

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する単独の部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入等により、適用税率や区分経理、更にはインボイスの発行などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要旨〕

軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

〔理由〕

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まるとともに、インボイス制度の導入により、適正なインボイスの発行が求められる。

したがって、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミス把握しても、インボイスに必要な記載事項を他の書類等で確認することや修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応により、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

〔要旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

〔理由〕

軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全関連では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育の推進

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全間連は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされていることを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことから、全間連では従来から「消費税完納運動の推進」に努めているところである。

そのような中で消費税の滞納残高については、令和元年10月からの消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度及び3年度には増加した後、令和4年度には減少に転じているものの、依然として多額であること等から、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

〔要 旨〕

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置（平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用）」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全間連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(理 由)

消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から平成25年10月より創設された

「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和3年3月31日の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となり、依然として税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全間連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドライン【総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）】については、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあると考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(参 考) 全間連が、令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果は、有効回答者10,362人社のうち

- ① 過半数を超える54.1%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答。
- ② 次に多かったのが「現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が38.0%占めた。

⑤ マイナンバー制度の普及拡大等

〔要 旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。また、公金受取口座の登録もさらに徹底すべきである。

(理 由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

マイナンバーカードについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、令和6年12月2日には、原則として現在の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化を目指している。

マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りが効率化されるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待される。最終的には所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考えられる。それにより前述②(3)に記載したように、消費税の税率引上げの際の逆進性対策にも、マイナンバー制度を利用した「給付付き税額控除制度（還付制度）」で対応することが可能になると考えられる。また、こうした点を含め、これから増えると見込まれる各種給付金の迅速かつ正確な執行のために公金受取口座の登録は必要不可欠であり、徹底すべきである。



関東信越間税会連合会
会長
小暮 進勇

関東信越間税会連合会は、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野及び新潟の6県間連とそこに所属する63間税会で構成されています。

地理的には、太平洋側の茨城県及び埼玉県から日本海側の新潟県と広範囲に及び、全県間連の役員が集まるには不便な面もありますが、各県間連が緊密な連絡調整や情報交換を行いながら活動をしています。

活動に当たっては、間税会の3大事業である「税の標語」の募集活動、「クリアファイルの配布活動」及び「消費税等に関するアンケート調査」については「0（ゼロ）ない運動」を展開するとともに、組織の増強活動にも、力を入れてきました。

また、これらを推進するに当たっては、当連合会独自のモデル会制度を設けて、各県・1間税会を指定するとともに、税の標語の募集活動に対する助成金制度、組織増強活動に対する報奨金制度を設けています。

これらの結果、3大事業については、概ね順調に推移していますが、組織の増強については、増強活動に力を入れてはいるものの脱会者も多く、残念ながら会員数は減少傾向にあります。

(注1) 「税の標語」応募件数 (単位：件)

区分	5年度	4年度	3年度	2年度
件数	95,836	95,525	96,921	83,133

(注2) クリアファイル作成申込枚数 (単位：枚)

区分	5年度	4年度	3年度	2年度
会員数	141,850	143,925	146,300	153,860

(注3) アンケート調査回答回収率 (単位：%)

区分	6年度	5年度	4年度	3年度
会員数	103	98	99	98

(注4) 会員数の推移 (各年4月1日現在、単位：人社)

区分	6年度	5年度	4年度	3年度
会員数	18,387	18,849	19,108	19,751

当連合会の主な行事としては、当連合会と国税局長をはじめとする国税局幹部の皆様との意見交換会を実施しています。

また、例年、納税貯蓄組合との共催により「国税局長新春講演会」を開催しており、約4年ぶりの開催となった令和6年新春には、「通貨行政と酒



類行政」という演題で関東信越国税局長 木村秀美様にご講演をいただきました。

消費税等の間接税に関する納税協力団体として、今後とも、消費税法の周知、特に、インボイス制度の定着に向けた周知活動、消費税の期限内納付の推進、添付書類を含めたe-Taxの普及・定着及びキャッシュレス納付等のデジタル関係施策の広報を推進するとともに、組織の増強に努めてまいります。

以下、間税会の活動の一端をご紹介します。

【埼玉県間税会連合会 会長：小暮 進勇】

埼玉県間連は、15間税会で構成されており、会員数は7,006人社です。

大宮間税会 (会長：昼間 孝一)

紙芝居で学ぼう!! 女性部 鈴木由紀子

女性部の活動の一環として、幼稚園で消費税のお話を紙芝居で行っています。

「くらしとぜいきん」のタイトルで園児にもわかりやすく、学校や信号機、ゴミ収集等を取り入れた紙芝居です。大宮税務署の統括官他、園の先生方にも協力して頂きます。

園児たちは真剣な眼差しで聞き見入って様々な反応を示してくれます。

鉄は熱いうちからと諺があるように、税金の理解も幼い頃から取り入れて、納得して税金という言葉を知ってほしいと願って、これからも続けて行こうと思っています。紙芝居を作成された広島県間連女性部に感謝申し上げます。



【茨城県間税会連合会 会長：安達 實】

茨城県間連は、8間税会で構成されており、会員数は3,091人社です。

土浦間税会 (会長：横山 和裕) 租税教室で学校訪問

青年部では、時代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために小学校を訪問して、「税金教室」を実施致しました。

教室では、6年生を対象にDVD鑑賞や税金クイズ、一億円(レプリカ)の重さを体験して、税のしくみや税の使い方方を学習し、興味を持って



いただきました。

この租税教室につきましては、法人会青年部会と合同で行っており、今年度は管内5市の32小学校を予定しており、そのうち22小学校を訪問致しました。

【栃木県間税会連合会 会長：中島 理】

栃木県間連は、8間税会で構成されており、会員数は1,570人社です。

佐野間税会（会長：磯野 允康）

「どまんなかフェスタ佐野2023」税金クイズ大会

佐野間税会では、「税を考える週間」にあわせて、佐野市戸室町のKONOIKEグリーンフィールドにおいて、恒例の「どまんなかフェスタ佐野2023」が開催され、その中で税金クイズ大会を実施しました。

当日は、佐野税務署長、佐野県税事務所長、佐野市民税課長が参加し、○×方式で消費税等の国税及び地方税の問題を出題して、大勢のクイズの参加者に税についての理解を深めてもらいました。



【群馬県間税会連合会 会長：大山 賢司】

群馬県間連は、9間税会で構成されており、会員数は2,228人社です。

伊勢崎間税会（会長：森田 高史）

税を考える週間「研修会」

伊勢崎間税会では毎年「税を考える週間」に、税務署長様を講師に迎え研修会を開催しております。

昨年度は、大辻秀幸署長様より「審判所のはなし」をご講演いただきました。

研修会の後はクラシック演奏会も実施しており、今回は群馬交響楽団から2名のヴァイオリニストを招き多くの会員が耳を傾け有意義なひと時を過ごしました。

また、昨年度からは市内の小中・高等学校の租税教室へ講師を派遣し、将来を担う子ども達と税について考える事業もスタートしました。今後も間税会として、消費税の仕組みやインボイス制度の周知活動に尽力して参ります。



【長野県間税会連合会 会長：倉石 和明】

長野県間連は、10間税会で構成されており、会員数は2,685人社です。

長野間税会（会長：倉石 和明） e-Tax講習会

長野間税会では、毎年「税を考える週間」の期間にあわせてe-Tax講習会を開催しております。

令和5年は、長野市内にて長野税務署法人課税第一部門上席調査官 岩松静代氏を講師に迎えて開催しました。

講習会前半は、電子申告・電子納税の仕組みやその制度等についてご説明をしていただきました。後半は、国税庁ホームページの確定申告作成コーナーのシステムを使用し、実際にパソコン操作を行いました。様々な申告内容の模擬テキスト事例に沿い、処理手順を体験していただきました。

今回の講習会で習得された知識を、職場や知人の方へ広めていただくよう依頼を致しました。パソコン等に苦手意識がある方も実際に触れてみることで克服できると思いますので、今後も継続的に開催して電子申告割合・電子納税割合の向上を目指してまいります。



上田間税会（会長：荻原 好） 消費税完納推進運動

上田間税会では、平成27年5月に、消費税完納運動として「消費税完納推進会」と題したステッカーを作成して全会員に配付し、消費税滞納の未然防止に努め、納税意識の高揚を図ってまいりました。

令和4年には、消費税完納運動の更なる推進のため「税を考える週間」に併せて「消費税完納推進事業者」と題したステッカーを新しく作成し、令和5年1月発行の「うえだ間税会 会報第69号」に、この活動の記事を掲載し、ステッカーを全会員事業所に配付いたしました。以降は、新たに加入された会員へ配布し、ステッカーを用いた消費税完納推進運動を継続しております。このステッカーを、店頭や事務所入口等に貼付することにより、広く消費税の期限内納付を呼びかけるとともに、会員増強についての広報活動も併せて消費税完納運動を行っております。



【新潟県間税会連合会 会長：高野 幹也】

新潟県間連は、13間税会で構成されており、会員数は1,807人社です。

柏崎間税会（会長：原 吉隆）

インボイス制度セミナー開催

柏崎間税会におきましては、柏崎商工会議所大ホールにて、いずみ税理士法人の高橋弘之先生によるインボイス制度に関するセミナーを開催いたしました。インボイス制度の基礎から細かい実務に関することまで詳しく説明していただき、大変有意義なセミナーになったと考えております。

インボイス制度は昨年10月から開始されたばかりの制度でありますから、実際に運営されていく中で様々な混乱も予想されますので、我々ひとりひとりが、しっかりと正しい知識を持って適正な対応をしていく必要があることを再認識いたしました。



仙台局間連・広報活動の現状

1 はじめに

仙台国税局間税会連合会は、東日本大震災を13年前に経験し、それまで間税会活動を行ってきた多くの会員（個人・企業）を失いました。ゼロベースから復活・再生に尽力してきた方々、被害がそこまでではなくても少なからず損害を被った方々、これらの皆様方が情態を見直し、少しずつ良い方向に取り組み進んで現在に至っているものと認識しております。

全国の間税会の皆様の御支援と御協力を得ながら、全間連第47回通常総会2020仙台大会を準備し、復興した姿を全国の仲間にぜひ見てもらおうと、皆様の来仙を心待ちしておりましたが、開催直前、全国に渦巻いた新型コロナウイルスという大きな波が仙台をも襲い、仙台大会の開催は夢と終わりました。

そんな経験を繰り返しながら、仙台国税局間税会連合会は、会員数は減少しておりますがこれまで以上にこれからの未来に向かって邁進してまいります。

(会員数：令和4年 3,441人・社 5年 3,367人・社 6年 3,334人・社)

2 「会報みちのく」の復活

東日本大震災時に休刊した「会報みちのく」は、9年後の2020仙台大会開催予定の年に復活しました。年2回の発行が年1回になりましたが、会報は読みやすくするために縦書きから横書きに、表紙は各地の写真から仙台在住画家によるイラストを採用してソフトタッチに、内容も各種報告中心から会員増強取組事例等の紹介を中心にそれぞれ変更しました。

復活第1号の表紙は2020仙台大会を開催する予定であった仙台駅前です。

今後は、改善を加えながら、会員増強に関する①顕著な事績を挙げた全国の取組事例、②青年部・女性部における取組事例、③モデル会による取組事例等を数多く掲載して、傘下間税会の会員増強による組織拡大をサポートできる広報を行っていきたくと考えております。

3 「税の標語」の応募状況

令和3年度 12,238点、4年度 12,402点、5年度 12,489点

4 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの活用状況

令和3年度 52,550枚、4年度 53,310枚、5年度 49,530枚

5 「税を考える週間」に独自に工夫を凝らした主な行事（各单位会）

- (1)街頭広報(クリアファイルに携帯カイロを同封：秋田北)
- (2)クリアファイルの贈呈
 - ①中学生による贈呈式の企画、運営、進行：酒田飽海地区
 - ②贈呈時に広島「税の紙芝居」を披露：いわき
- (3)税の標語の表彰・展示
 - ①優秀作品をポスター化し、金融機関店舗等に展示：須賀川
 - ②優秀作品（全国を含む）の会報掲載：本荘、寒河江西村山
 - ③確定申告期間も併せて展示：白河、安達
- (4)租税教室（青年部、女性部合同による同時講師派遣：仙台北、盛岡、郡山）
- (5)その他の行事：税金展開催、国税局長講演会、政府税制調査会会長講演会、会員レベルアップ研修会（秋田南）、税務署長講演会、税の各種研修会

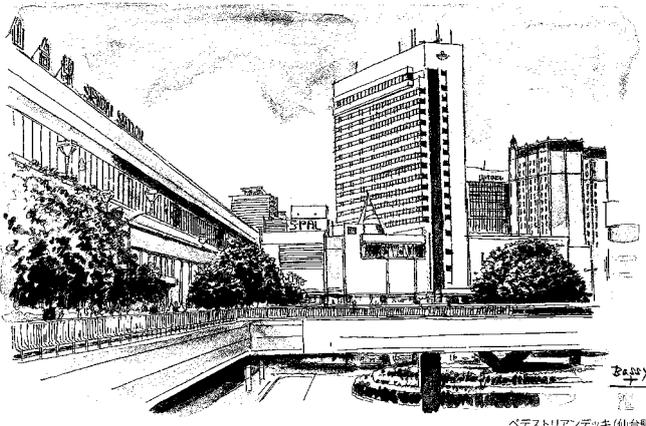


みよのく

令和2.9.10 第61号
発行 仙台国税局間税会連合会

—消費税 活かすみんなの間税会—

■発行所 仙台国税局間税会連合会 〒980-0803 仙台市青葉区田分町3-8-17-404
■電話 022-263-8766 ■発行責任者 会長 米海 伸博
■編集責任者 専務理事 渡邊 銀一 ■印刷所 佛孔雀社



ベアストリアンデッキ(仙台駅)

仙台下町百景プロジェクト

2011年 東日本大震災の年にスタート。「震災から立ち上がるために、私たちの街・仙台の魅力をいま一度再認識し、先の長い復興へ。そして未来へ向かうために」をスローガンに地域活動を展開しています。

復活第1号は、仙台駅から始めました。9月10日は、メトロポリタンホテル仙台に全国間税会会員をお迎えし、「2020仙台大会」を行う大切な日であった思い出を込めました。

間 税 会 だ よ り

組織増強への取組み

全間連は、昨年の創立50周年に向けて会員数の増強に取り組んだ結果、コロナ禍で毎年3千名前後の会員が減少した中、101名の減少に留める等、成果をあげました。

しかしながら、令和6年4月1日現在の会員数は、ほぼ全間連で減少する厳しい状況になりました（前年から1,687名減少）。

このような状況の中、会員増強に精力的に取り組まれ、会員数を増やした間税会があります。

今回の間税会だよりでは、令和5年度中に会員増を行った会の中から、4間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

岡山東間税会

広島局間連

1 組織状況

区 分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
会員数	330名	303名	301名	365名

内 退会 55
内 加入 119

2 組織拡大への取組み方

新型コロナの影響で、廃業等もあり会員は減少の一途でしたが、令和4年に組織強化検討会を開き、令和5年9月の役員会で「会員増強無くして組織強化なし」との結論となり、役員一丸となって会員増強に努めました。また特に当年度は、既存会員の整理を行ったことから退会会員は増加した一方、事業先と結びつきの強い地元金融機関に間税会の主旨・目的を理解して頂き、地区毎に目標を定めたうえで地元金融機関と協力して会員増強活動に努めた結果、119名の加入につながりました。

3. 主な事業活動の内容

女性部・青年部が中心となり、5月・6月に「小学校への租税教室」を開催し、11月の「税を考える週間」では街頭広報活動を行い、広報車を活用するとともに、当会の役員・会員が商店街を通行する方に広報グッズを配布しています。

「税の標語」については、6月に岡山東税務署管内の小学校に対して「税の標語」応募依頼を行いました。また通常総会では、会員に税務行政についての理解を深めってもらうため、岡山東税務署とのタイアップによる講演会を開催し、税務調査業務の実態など会員の興味を引く内容の講演を行いました。

4. 今後の活動方針

インボイス制度が令和5年10月から施行され、間税会の役割が一層重要になったことや、令和7年度には岡山県で広島国税局間税会連合会の通常総会を開催予定であることから、会員同士および女性部・青年部の交流を深めるとともに、会員と岡山東税務署の職員の皆様との交流機会創出により一層努め、魅力ある間税会とすることで、より多くの法人・個人に入会していただけるよう努めてまいりたいと思います。

岡山東間税会会長 高木晶悟

2 組織拡大への取組み方

高岡間税会では、新型コロナウイルスの蔓延から、1年間で36人の退会と、大幅な会員数の減少を招いてしまいました。

令和5年5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されてから、「先ず隗より始めよ」の故事にならない、会長である私の会社の取引先や地域の奉仕団体の仲間への働きかけをして30人ほど会員を増やし、さらに新しく地域のリーダーである若い会員に組織増強委員長になってもらい、青年団体を中心にネットワークを駆使して会員の増強を図りました。その結果52人の純増が達成でき総勢366人（令和5年7月31日現在：表彰特例基準日）となり、全間連50周年の記念式典で組織増強功労者表彰を受けることができました。

3 主な事業活動の内容

外部に対しては、税の標語の募集、世界の消費税クリアファイルの配布、税に関するアンケートの実施、租税教室の開催などを行っています。

会員向けには、総会時の記念講演会、年2回の研修会、企業視察会などを行い、会員の親睦のために、総会時の税務当局との意見交換会、ゴルフ大会、会員交流会（利き酒会）などを開催し、年2回の会報によってこれらの活動をお知らせしています。

4 今後の活動方針

管区内で会員の少ない地域があるので、その地域のリーダー的な会員に働きかけてさらなる組織増強に努めたいと思います。



高岡間税会 会長 竹中伸行

高岡間税会

北陸間連

1 組織状況

区 分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
会員数	343名	314名	319名	369名

大宮間税会

関東信越間連

1 組織状況

区 分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
会員数	1,046名	1,002名	1,152名	1,712名

2 組織拡大への取り組み

単位会の会長となり7期日途中の14年目に突入しました。就任当初から良い行いをした会員は集まりの中でどんどん表彰と共に記念品も渡してきました。就任当初は少ない予算の中で工面するのも大変だった租税教育に使用するクリアファイルも寄付だけで必要枚数が集まるまでになりました。現在は4口以上の寄付で表彰対象。

同様に会員加入勸奨についても10名以上で埼玉県連では表彰対象となります。単位会としては5名以上で総会時の懇親会ご招待と記念品贈呈ということで力を入れてきました。お願いやノルマでは人はなかなか定着しません。また1人で100人増強するより10人が10人づつを増強してすそ野を広げる方が強固な組織となります。組織委員会や理事会の中で協力を求めてきた中で賛同者が増えてきた成果と思います。

そして、もっとも重要なこと。会長のやる気と覚悟です。正直これまでも『会員数1000人維持してればいいよね。コロナ禍で会員数が減るのは仕方がないよね』と自己肯定して中だるみしていた時期もありました。これでは減る一方です。

全間連を再び10万人組織に押し戻すためにも、正会員・ファミリー会員問わずとにかく会員増という事で危機感を持って取り組みました。

3 主な事業活動の内容

税の標語・世界の消費税クリアファイル・税制アンケートの取り組みを3大事業と位置づけ積極的に取り組んでいます。税の標語については会員企業はもとより、大宮税務署とも連携して管内の高校及び専門学校へ依頼し昨年度は9,889首が集まりました。世界の消費税クリアファイルの取り組みについても12,200枚の申し込みがあり、8,500枚を租税教育に役立てていただくよう税務署に寄贈いたしました。税制アンケートについても役員を中心に積極的に取り組んでいただき418枚（依頼数の209%）の回収となりました。

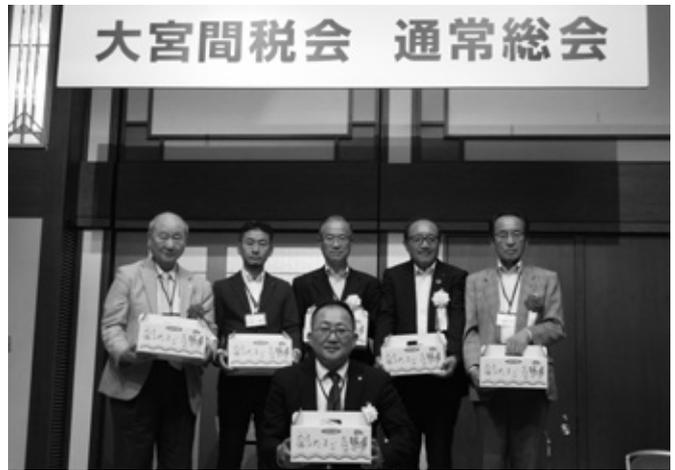
秋には研修旅行、11月には税を考える週間特別講演会を実施しております。また会報も5月に発行し総会の案内と共に全会員へ発送しています。

このほかに青年部を中心とする江戸文化研究会の開催、女性部による管内幼稚園での消費税の紙芝居活動を実施しております。

4 今後の活動方針

「楽しく間税会活動を行い、正しい税知識を学ぶ大宮間税会」をモットーに前会長から職を引き継いでから一貫して活動してきました。顕著な実績をあげた方（会員加入勸奨・世界の消費税クリアファイル購入・プラチナ会員制度）には会より記念品（高級たまご1ケース）を6月の総会もしくは11月の税を考える週間特別講演会時にお渡ししております。

平成21年8月には20周年記念で韓国・ソウル税務署を訪問し韓国の付加価値税と日本の消費税について意見交換しました。そして創立30周年記念を迎えた令和元年9月にはシンガポールの税務署を訪問し、かの国の税制について学習しました。令和11年に迎える40周年記念では144年かけて完成予定スペイン・サグラダ・ファミリアを訪問し欧州の税制について学習したいと思います。



埼玉県連総会にて加入勸奨表彰を受けた会員に会より記念品を贈呈（令和6年6月大宮間税会総会にて）

関東信越間連 大宮間税会 会長 昼間孝一

久留米間税会

福岡局間連

1 組織状況

区分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
会員数	303名	301名	305名	407名

2 組織拡大への取り組み

当会では、全国モデル会指定を契機として、会員数30%アップを目標に掲げ、役員会で意思統一を図り、各役員が一丸となり加入勸奨に努めました。具体的取組みとして、①各役員最低1名以上の加入目標を掲げ、②税理士会会合での加入勸奨を手始めに、取引先や他団体の仲間等へも加入勸奨を行いました。なお、入会手続きの簡略化のため、③Webサイトを開設し、間税会活動の情報配信を行うと共に、Web入会コーナーを設けました。また、④入会勸奨用の名刺サイズカード（QRコード入り）を作成し、役員が常時携帯してスマートフォンによる入会手続きもできるようにしました。その結果、令和5年度は102名の会員増に繋がりました。

3 主な事業活動の内容

「税の標語」の募集、税務研修会、チャリティー落語会、新春賀詞交歓会及び納涼懇親会（青年部主催）等の事業を行っています。チャリティー落語会は、「税を考える週間」行事として開催し募金全額を久留米市教育振興基金へ寄贈（10万円）しました。新春賀詞交歓会では、福岡局間連の上田専務理事を講師に迎え、「間税会の歴史」について講演頂き、会活動の意識醸成を図りました。

4 今後の会活動方針

会員拡大及び退会防止に向け、間税会活動を全会員に実感してもらうため、全会員参加型事業の充実を図っていきたく考えています。また、恒常的に会員拡大を図るため、チャリティー落語会等の非会員を含む一般参加型事業にも力を入れたいと考えています。



福岡局間連 久留米間税会 会長 稗島行雄

間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

令和6年4月1日現在の会員数は82,183名（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数83,870名に対し1,687名の減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局連の会員数の変動を見ますと、沖縄以外の全局間連の数値が減少しました。

別表1 間税会組織状況表 6.5.27

局連名	会 員 数		
	令和6年4月1日 名	令和5年4月1日 名	増 減 名
東 京	18,630	19,155	△ 525
関 東	18,387	18,849	△ 462
大 阪	6	6	0
北 海 道	4,260	4,387	△ 127
仙 台	3,311	3,368	△ 57
東 海	6,802	6,942	△ 140
北 陸	5,655	5,733	△ 78
広 島	8,434	8,461	△ 27
四 国	5,375	5,528	△ 153
福 岡	8,348	8,399	△ 51
南 九 州	2,550	2,619	△ 69
沖 縄	431	429	2
計	82,183	83,870	△ 1,687
	82,189	83,876	△ 1,687

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

2 過去5年間の会員数の推移

全間連では、平成26年4月以降、「会員増強」を最重点施策の1つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めてきたところ、別表2のとおり、コロナ感染症が爆発的に増加した令和3年4月1日及び令和4年4月1日現在の会員数は2年連続で3,000名前後の減少となりました。

そのような状況の中で、令和5年は全間連の創立50周年を迎える大きな節目に当たるため、新たな増強施策を策定し、再度会員増強への取組みを強化しました。

その結果、各局間連及び各単会の奮闘により、会員数が83,870名と前年からの減少を101名にとどめることができました。

しかしながら、令和6年4月1日現在の会員数は、沖縄間連以外は減少となりました。

別表2 (単位:名)

区分	31.4.1	2.4.1	3.4.1	4.4.1	5.4.1	6.4.1
会員数	90,993	89,952	86,598	83,971	83,870	82,183
前年度比	△ 843	△ 1,041	△ 3,354	△ 2,627	△ 101	△ 1,687

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位数を表したもので、会員数200未満の会が311会と全体の71%を占めています。

なお、1単位数当たり平均会員数は185名となっています。

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から50間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング50の局間連別では、①関東信越16、②東京10、③福岡7、④北陸5、⑤東海・四国4、⑦広島3、⑧北海道1となっています。

別表3 間税会会員数階層別分析表(6.4.1現在)

(単位:会)

局間連	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	16 (15)	10 (10)	11 (11)	42 (43)	29 (29)	3 (3)	21 (20)	9 (8)	6 (6)	27 (27)	4 (4)	178 (176)
100名以上	35 (34)	26 (25)	11 (11)	9 (8)	8 (8)	3 (3)	13 (14)	7 (8)	12 (12)	7 (6)	2 (2)	133 (131)
200名以上	15 (14)	7 (6)	7 (6)	1 (1)	4 (4)	3 (3)	10 (10)	4 (4)	5 (5)	1 (2)		57 (55)
300名以上	8 (11)	4 (4)	0 (1)		3 (3)	1 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (2)			21 (27)
400名以上	6 (6)	6 (7)	1 (1)		3 (3)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (1)			22 (21)
500名以上	2 (2)	1 (2)				1 (1)	0 (0)	2 (2)				6 (7)
600名以上	1 (1)	2 (1)				1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (2)			8 (6)
700名以上		4 (4)			1 (1)	1 (1)			1 (2)			7 (8)
800名以上		1 (1)						1 (1)				2 (2)
900名以上		1 (1)										1 (1)
1,000名以上	1 (1)	1 (2)				1 (1)			1 (1)			4 (5)
計	84	63	30	52	48	15	50	25	31	35	6	439

(注) () 書は前年度

(単位:名)

最 高	武蔵野 1,718	大宮 1,712	札幌西 425	いわき 226	松阪 762	富山 1,582	福山 629	高知 814	小倉 1,120	中津 218	沖縄中部 166	武蔵野 1,718
最 低	平塚 38	新津 26	富良野 35	相双 0	飛騨 11	奥越 73	柳井 43	脇町 45	対馬 69	高鍋 8	宮古島 10	相双 0
平 均	222	292	142	64	142	377	169	215	269	73	72	185
モデル会	東村山 187	川口 631	札幌北 193	仙台中 85	鈴鹿 457	富山 1582	福山 629	長尾 572	久留米 407	-	-	平均 527

別表4 会員数ランキング 6.4.1現在 (単位:名)

順位	団 体 名	会員数
1	武 蔵 野	1718
2	大 宮	1712
3	富 山	1582
4	小 倉	1120
5	土 浦	921
6	越 谷	840
7	高 知	814
8	上 田	779
9	松 阪	762
10	古 河	757
11	博 多	741

順位	団 体 名	会員数
12	所 沢	721
12	福 井	721
14	浦 和	714
15	佐 原	663
16	福 岡	662
17	宇 都 宮	652
18	長 崎	637
19	金 沢	633
20	川 口	631
21	福 山	629
22	西 福 岡	612
23	大 月	573
24	長 尾	572

順位	団 体 名	会員数
25	長 野	550
26	小 松	547
27	荒 川	510
28	高 松	504
29	松 山	484
30	東 金	479
31	佐 賀	477
32	船 橋	470
33	新 潟	466
34	鈴 鹿	457
35	竜 ケ 崎	454
36	高 崎	451
37	本 庄	446

順位	団 体 名	会員数
38	芝	445
39	東 三 河	443
40	諏 訪	435
41	市 川	430
42	山 梨	427
43	札 幌 西	425
43	岐 阜 北	425
45	呉	421
46	葛 飾	418
47	武 生	407
47	久 留 米	407
49	広 島 西	405
50	上 尾	402

アンケート集計結果報告

I 調査の目的

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「令和6年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省、国税庁へ提出するほか、消費者庁へ提言書を提出し「消費税の総額表示義務の適正化」について説明するとともに、自由民主党及び立憲民主党が開催した税制改正ヒアリングに提言書を提出し、主な事項について説明してきたところです。

(2) 平成31年（令和元年）4月に実施したアンケート調査からは、同年10月からの消費税の軽減税率制度が実施されることを踏まえ、従来からの調査項目である①単一税率に関すること、②低所得者対策に関することに代えて、これまで全間連が要望してきた事項のうち、2項目をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を提言書に反映することにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

このような基本的な考え方の下、昨年4月のアンケート調査では、次の事項を調査項目として実施したところです。

（令和5年4月に実施したアンケート調査項目）

○インボイス制度導入への準備状況等に関すること（省略）

○インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方（省略）

II 設問事項

1 アンケート調査項目について

令和元年10月から消費税の軽減税率制度が導入され、さらに、昨年10月には消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）も導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えています。

そうした中で、本年4月に実施する「消費税等に関するアンケート調査」においては、これらの制度に関連する全間連の要望事項に対する今後の方向性について、会員の皆様の考え方を把握することにより、今後の間税会活動の参考に資することとしました。ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

【アンケート調査項目】

○マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率に代えて、マイナンバーカードを利用した一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除への改組を要望していますが、今後の方向性についてどのように考えますか。

○インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について

全間連では、インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの6年間の特例措置※について、その利用状況等を検証し、恒久化への移行も含めて検討することを要望しています。この特例措置についての今後の方向性についてどのように考えますか。

※ 一定の中小事業者は、1万円未満の経費等について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を認める6年間の特例措置

（注）アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料を参照してください。

2 上記の設問以外の税制及び税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですでお聞かせください。

III 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は10,838枚であり、その回答率は72.3%となり、前回調査に比べて約6%上昇した（別紙1参照）。

IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙2参照）。

(1) マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について

この調査項目は、全間連が提言している「消費税の逆進性対策として、軽減税率に代えて、マイナンバーカードを利用した一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除への改組」という要望について、会員の皆様の考え方を把握するために実施したものである。その結果、

- ・ 「①の給付付き税額控除に改組すべきである」と回答した者は、44.1%と最も多かった。
- ・ 「②の軽減税率のままでよい」と回答した者は、21.2%、「③のさらに対象範囲を拡大すべきである」と回答した者は、12.2%であり、合わせて33.4%を占めた。
- ・ なお、「④の分からない」という者は、20.0%であった。

これにより、全間連の提言書の方向性については基本的に容認する結果となっているものの、昨今の物価高の影響のためか、軽減税率についても一定の評価がなされた。

* 前回調査（令和3年4月実施）

- ① 低所得者の負担軽減にも繋がる軽減税率制度は実施されて良かった。 26.4%
- ② 事業者の事務負担が増加し、低所得者より高所得者の受ける恩恵が大きくなる軽減税率制度は廃止すべきである。 41.7%
- ③ どちらとも言えない。 30.6%
- ④ その他・無回答 1.3%

(2) インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

この調査項目は、全間連の提言において、インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置について、「その利用状況等を検証し、恒久措置への移行も含めて検討する」としている制度につき、会員の皆様の考え方を把握するために実施したものである。その結果、

- ・ 「①の恒久措置への移行を検討すべき」と回答した者が、37.1%と最も多かったものの、
- ・ 「②の不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき/19.0%」、「③の利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき/23.0%」、「④の分からない/19.0%」と、評価が分かれた。

この結果については、今回の調査項目が、昨年10月から実施されたインボイス制度に関わるものであり、まだその実施後半程度の段階におけるアンケートであったため、実務の実態等が必ずしも明らかとなっていない状況での設問であったことが要因の一つと史料される。

別紙1 アンケート調査回答率

区分	令和6年度			令和5年度		
	配布数 枚	回答数 枚	回答率 %	配布数 枚	回答数 枚	回答率 %
東京	3,430	1,945	56.7	3,370	2,010	59.6
関東信越	3,320	3,368	101.4	3,350	2,626	78.4
大阪	50	35	70.0	50	43	86.0
北海道	780	673	86.3	800	658	82.3
仙台	610	442	72.5	610	280	45.9
東海	1,230	836	68.0	1,250	830	66.4
北陸	1,020	625	61.3	1,030	703	68.3
広島	1,500	675	45.0	1,460	653	44.7
四国	980	623	63.6	950	618	65.1
福岡	1,490	1,264	84.8	1,500	1,178	78.5
南九州	470	332	70.6	500	321	64.2
沖縄	80	20	25.0	90	16	17.8
業種	40	0	0.0	40	0	0.0
計	15,000	10,838	72.3	15,000	9,936	66.2

別紙 2

令和 6 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（局連別）

1 マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,838	1,918	3,368	35	673	442	836	625	675	623	1,264	332	20	27
①軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除に改組すべきである。	44.1%	44.9%	40.7%	45.7%	51.6%	47.7%	51.6%	43.7%	42.4%	34.7%	46.0%	51.5%	0.0%	51.9%
	4,780	862	1,371	16	347	211	431	273	286	216	582	171	0	14
②軽減税率のままでよい。	21.2%	22.1%	22.5%	22.9%	22.9%	16.3%	20.0%	20.0%	21.6%	17.7%	20.3%	18.1%	50.0%	11.1%
	2,293	424	757	8	154	72	167	125	146	110	257	60	10	3
③軽減税率のままでよく、さらに対象範囲を拡大すべきである。	12.2%	11.9%	13.0%	14.3%	9.8%	14.7%	10.9%	11.5%	12.7%	10.4%	11.7%	15.4%	5.0%	11.1%
	1,319	229	437	5	66	65	91	72	86	65	148	51	1	3
④分からない。	20.0%	18.6%	21.3%	11.4%	13.1%	17.2%	16.6%	21.3%	19.4%	34.2%	19.9%	13.0%	45.0%	22.2%
	2,165	356	716	4	88	76	139	133	131	213	251	43	9	6
⑤その他	2.4%	2.3%	2.4%	5.7%	2.7%	3.6%	0.8%	3.2%	3.9%	3.0%	1.9%	1.8%	0.0%	3.7%
	263	44	80	2	18	16	7	20	26	19	24	6	0	1
⑥無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.0%
	18	3	7	0	0	2	1	2	0	0	2	1	0	0

2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,838	1,918	3,368	35	673	442	836	625	675	623	1,264	332	20	27
①恒久化すべき。	37.1%	32.2%	34.1%	31.4%	48.9%	42.5%	45.1%	36.0%	33.2%	27.4%	46.0%	38.0%	65.0%	40.7%
	4,024	617	1,150	11	329	188	377	225	224	171	582	126	13	11
②不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき。	19.0%	24.6%	16.6%	8.6%	17.4%	16.5%	11.0%	22.1%	20.6%	20.1%	18.4%	32.8%	0.0%	25.9%
	2,064	471	558	3	117	73	92	138	139	125	232	109	0	7
③利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなつてから検討すべき。	23.0%	23.8%	24.6%	45.7%	22.3%	26.9%	19.5%	23.0%	26.4%	24.9%	19.0%	12.7%	0.0%	22.2%
	2,498	457	828	16	150	119	163	144	178	155	240	42	0	6
④分からない。	19.0%	17.5%	22.9%	11.4%	10.0%	10.4%	23.0%	17.3%	16.9%	25.8%	15.9%	15.1%	35.0%	7.4%
	2,059	336	771	4	67	46	192	108	114	161	201	50	7	2
⑤その他	1.6%	1.6%	1.7%	2.9%	1.5%	3.2%	1.1%	1.6%	2.8%	1.3%	0.7%	0.9%	0.0%	3.7%
	171	30	57	1	10	14	9	10	19	8	9	3	0	1
⑥無回答	0.2%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
	22	7	4	0	0	2	3	0	1	3	0	2	0	0

別紙 2

令和 6 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（全国業種別）

1 マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,838	7,334	3,302	202	1,597	831	1,493	1,734	353	481	98	589	525	2,001	801	335	8,556	1,560	722
①軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除に改組すべきである。	44.1%	48.7%	34.3%	36.6%	44.3%	45.8%	45.9%	45.6%	50.7%	42.8%	43.9%	43.5%	41.7%	44.9%	37.7%	33.4%	46.7%	35.6%	32.0%
	4,780	3,574	1,132	74	707	381	686	791	179	206	43	256	219	898	302	112	3,993	556	231
②軽減税率のままでよい。	21.2%	20.4%	22.8%	23.8%	22.7%	21.5%	23.0%	19.3%	20.4%	23.7%	20.4%	22.6%	20.6%	20.2%	17.2%	24.5%	21.3%	20.9%	20.1%
	2,293	1,493	752	48	363	179	344	335	72	114	20	133	108	405	138	82	1,822	326	145
③軽減税率のままでよく、さらに対象範囲を拡大すべきである。	12.2%	11.7%	13.2%	12.4%	12.8%	11.9%	11.9%	12.7%	11.6%	11.9%	11.2%	12.7%	14.1%	10.2%	14.4%	12.5%	11.8%	14.4%	11.4%
	1,319	858	436	25	204	99	177	220	41	57	11	75	74	204	115	42	1,013	224	82
④分からない。	20.0%	16.4%	27.7%	22.3%	17.3%	18.7%	17.1%	20.9%	16.7%	19.3%	22.4%	20.7%	21.1%	20.0%	27.7%	26.0%	17.6%	26.7%	33.1%
	2,165	1,204	916	45	276	155	255	362	59	93	22	122	111	401	222	87	1,510	416	239
⑤その他	2.4%	2.7%	1.8%	5.0%	2.7%	1.9%	2.1%	1.2%	0.6%	2.3%	2.0%	0.5%	2.1%	4.5%	2.9%	3.0%	2.4%	2.2%	2.8%
	263	195	58	10	43	16	31	21	2	11	2	3	11	90	23	10	208	35	20
⑥無回答	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.6%	0.1%	0.2%	0.7%
	18	10	8	0	4	1	0	5	0	0	0	0	2	3	1	2	10	3	5

2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,838	7,334	3,302	202	1,597	831	1,493	1,734	353	481	98	589	525	2,001	801	335	8,556	1,560	722
①恒久化すべき。	37.1%	40.1%	31.4%	23.8%	36.5%	36.8%	39.0%	36.2%	37.1%	35.8%	32.7%	35.0%	38.7%	42.0%	31.5%	26.9%	39.7%	29.8%	22.4%
	4,024	2,938	1,038	48	583	306	582	627	131	172	32	206	203	840	252	90	3,397	465	162
②不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき。	19.0%	20.9%	14.3%	29.2%	18.9%	22.4%	18.6%	21.0%	22.7%	24.7%	28.6%	12.4%	18.5%	18.9%	12.7%	16.7%	20.0%	13.1%	20.2%
	2,064	1,534	471	59	302	186	278	364	80	119	28	73	97	379	102	56	1,713	205	146
③利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなつてから検討すべき。	23.0%	22.8%	23.7%	23.8%	24.7%	23.7%	21.8%	23.9%	23.2%	15.4%	13.3%	34.0%	24.8%	21.3%	21.3%	21.2%	23.3%	22.1%	22.0%
	2,498	1,669	781	48	394	197	326	414	82	74	13	200	130	426	171	71	1,994	345	159
④分からない。	19.0%	14.4%	29.3%	18.8%	17.6%	15.2%	19.0%	17.8%	15.3%	22.5%	25.5%	18.0%	16.2%	15.7%	32.1%	32.8%	15.2%	33.3%	33.0%
	2,059	1,053	968	38	281	126	284	308	54	108	25	106	85	315	257	110	1,301	520	238
⑤その他	1.6%	1.7%	1.1%	3.5%	2.1%	1.8%	0.9%	1.1%	1.7%	1.5%	0.0%	0.7%	1.7%	2.0%	2.2%	1.5%	1.6%	1.4%	1.4%
	171	128	36	7	34	15	14	19	6	7	0	4	9	40	18	5	139	22	10
⑥無回答	0.2%	0.2%	0.2%	1.0%	0.2%	0.1%	0.6%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.9%	0.1%	0.2%	1.0%
	22	12	8	2	3	1	9	2	0	1	0	0	1	1	1	3	12	3	7

正副会長会議・ 常任理事会

7月25日(木) 東京・四谷 プラザエフにおいて、正副会長会議及び常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部渡辺消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議案は、次のとおりです。

- ① 令和5年度収支計算書(見込額)及び令和6年度収支予算書(案)
- ② 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)
- ③ 全間連第51回通常総会の開催について
- ④ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑤ 令和6年度「税の標語」の選考方法等について
- ⑥ 令和6年度全間連会報発行計画及び広告掲載について
- ⑦ 令和7年度税制及び執行に関する要望(間接税関係)

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月3日(月)役員会を開催し、第46回青年部通常総会の開催への対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る6月13日(木)役員会を開催し、第43回女性部通常総会の開催への対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

全間連の租税教育活動を 一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年を引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援していただけることとなりました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業が租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。

全間連の主な動き (6.5.15 ~ 6.9.5)

5月15日(水)	全間連会報発行第160号	
5月17日(金)	広報委員会	事務局
5月23日(木)	広島局間連総会	米子
5月29日(水)	仙台局間連総会	仙台
6月3日(月)	青年部役員会	東京
6月5日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月6日(木)	福岡局間連総会	福岡
6月11日(火)	東海間連総会	静岡
6月11日(火)	北海道間連総会	札幌
6月13日(木)	女性部役員会	東京
6月13日(木)	南九州間連総会	鹿児島
6月17日(月)	関東信越間連総会	さいたま
6月19日(水)	北陸間連総会	金沢
7月1日(月)	税制委員会	事務局
7月5日(金)	企画会議	事務局
7月9日(火)	総務委員会	事務局
7月10日(水)	財務委員会	事務局
7月11日(木)	会務運営委員会	事務局
7月25日(木)	正副会長会議、常任理事会	東京
8月21日(水)	企画会議	事務局
9月2日(月)	事務局長会議	事務局
9月5日(木)	四国間連総会	徳島

揮発油税中央セミナーについて

第42回揮発油税中央セミナーは、6月5日(水)に国税庁消費税室犬飼和也諸税第一係長に講師を依頼し開催しました。100名もの応募があり、実務者研修ならではの真剣さが伝わりました。

あなたの暮らしに
“安心”と“うれしい”をプラス



全日警のホームセキュリティ

HAPPY GUARD
ハッピーガード

お問い合わせは

www.zennikkei.co.jp/hs/

☎ 0120-87-7575